**介護給付費等の過誤処理について**

（１）過誤とは

　　国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合に、事業所から保険者に過誤申立をして、給付実績を取り下げる（支払金額の返還を行う）処理のことです。

（２）過誤の種類

　　①　通常過誤

　　　　給付実績の取り下げのみを行います。

　　　　連合会が過誤処理を行った場合、翌月初旬までに「介護給付費過誤決定通知書」にて通知されます。

　　　　通知が来ない場合は、何らかの理由で過誤処理がうまくいっていない場合がありますので市にご確認ください。

　　②　同月過誤

　　　　原則は通常過誤でお願いいたします。

　　　　しかしながら、行政指導（監査）等により返還金が発生した場合など、過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合に、給付実績の取り下げと再請求の審査を同月に行い、差額調整を行います。

（３）過誤提出について

　　①　提出書類

　　　　介護給付費明細書請求（取り下げ）依頼書を提出してください。その他添付書類は必要ありません。

　　　　総合事業については様式は同様ですが、様式のタイトルが違いますのでご注意願います。

取り下げ理由は簡潔で結構ですが、具体的に書いてください。

　　②　市への提出期限

　　　・通常過誤・・・毎月１５日（閉庁日の場合は前日）

　　　・同月過誤・・・毎月２８日（閉庁日の場合は前日）

　　　　※同月過誤又は件数が多い場合は事前にご連絡ください。

【過誤申立事由コード一覧表】

「申立事由コード」について、上２桁は下記一覧表の【様式番号】、下２桁は【申立理由番号】を組み合わせること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |

申立理由番号

様式番号

【様式番号】

①介護給付

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式  番号 | 様　　　式　　　名　　　称 | |
| １０ | 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書  （訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回･随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス） | 様式第二 |
| １１ | 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書  （介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護） | 様式第二の二 |
| ２１ | 居宅サービス介護給付費明細書（短期入所生活介護） | 様式第三 |
| ２２ | 居宅サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護） | 様式第四 |
| ２３ | 居宅サービス介護給付費明細書（病院・診療所における短期入所療養介護） | 様式第五 |
| ２４ | 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防短期入所生活介護） | 様式第三の二 |
| ２５ | 介護予防サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護） | 様式第四の二 |
| ２６ | 介護予防サービス介護給付費明細書（病院・診療所における介護予防短期入所療養介護） | 様式第五の二 |
| ２Ａ | 居宅サービス介護給付費明細書（介護医療院における短期入所療養介護） | 様式第四の三 |
| ２Ｂ | 介護予防サービス介護給付費明細書（介護医療院における介護予防短期入所療養介護） | 様式第四の四 |
| ３０ | 地域密着型サービス介護給付費明細書（認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）） | 様式第六 |
| ３１ | 地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）） | 様式第六の二 |
| ３２ | 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書（特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護） | 様式第六の三 |
| ３３ | 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防特定施設入居者生活介護） | 様式第六の四 |
| ３４ | 地域密着型サービス介護給付費明細書（認知症対応型共同生活介護（短期利用）） | 様式第六の五 |
| ３５ | 地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）） | 様式第六の六 |
| ３６ | 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書（特定施設入居者生活介護（短期利用型）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）） | 様式第六の七 |
| ４０ | 居宅介護支援介護給付費明細書 | 様式第七 |
| ４１ | 介護予防支援介護給付費明細書 | 様式第七の二 |
| ５０ | 施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護） | 様式第八 |
| ６０ | 施設サービス等介護給付費明細書（介護老人保健施設） | 様式第九 |
| ６１ | 施設サービス等介護給付費明細書（介護医療院） | 様式第九の二 |
| ７０ | 施設サービス等介護給付費明細書（介護療養型医療施設） | 様式第十 |

※請求明細書の様式番号とは異なることに留意する。

②介護予防・日常生活支援総合事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式  番号 | 様　　　式　　　名　　　称 | |
| １０ | 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費） | 様式第二 |
| ２０ | 介護予防・日常生活総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費） | 様式第七の三 |

【申立理由番号】

|  |  |
| --- | --- |
| 申立理由 | 番号 |
| 請求誤りによる実績取り下げ | 02 |
| 請求誤りによる実績取り下げ（同月） | 12 |
| 給付管理票取り消しによる実績の取り下げ | 32 |
| 適正化（その他）による保険者申立の過誤取り下げ　　**※例：国保連からの通知によるもの** | 42 |
| 適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取り下げ　**※例：ヒアリングシート等** | 43 |
| 適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取り下げ　**※利用者への通知から把握** | 44 |
| 適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取り下げ　**※例：市からの照会** | 45 |
| 適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取り下げ　**※例：市からの照会** | 46 |
| 適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取り下げ　**※市からの照会** | 47 |
| 適正化（その他）による保険者申立の過誤取り下げ（同月） | 49 |
| 適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取り下げ（同月） | 4A |
| 適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取り下げ（同月） | 4B |
| 適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取り下げ（同月） | 4C |
| 適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取り下げ（同月） | 4D |
| 適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取り下げ（同月） | 4E |
| 不正請求による実績取り下げ | 62 |
| 不正請求による実績取り下げ（同月） | 69 |
| その他の事由による実績の取り下げ　　**※県や市等の実地指導・監査によるもの** | 99 |